

令和4年度  
事業計画書

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

公益財団法人福島県臓器移植推進財団

## 令和4年度事業計画書

### 1 県臓器移植コーディネーター業務

事務局に県臓器移植コーディネーターを2名設置し、次の対応を図る。

#### (1) 臓器提供発生時の対応

- ・ 医療機関からの情報の精査を行いドナー候補となりうる場合は御家族に説明を行う。  
JOTと連携を取り、承諾書の作成を行った後に医療情報を収集して脳死下臓器提供、心停止後臓器提供の流れに沿った対応をして、提供施設内の関係者とJOTの調整を行う。
- ・ 心停止後提供は緊急の場合が予想されるので、家族対応だけでなく手術室対応も行う。
- ・ 警察の検視、臓器搬送時の関係部署と連携を取り、阻血時間を考慮した搬送対応を行う。

#### (2) 脳死下臓器提供可能な5類型施設、心停止後提供の手術室がある施設等への訪問

- ・ 院内コーディネーター及び関係者への院内体制整備や普及啓発等

#### (3) 県コーディネーターの資質向上や情報交換を目的とした学会や研修会等への参加

- ・ 令和2年度からJOTの臓器移植コーディネーター任用要件として、昇級任期が決められた。昇級要件は脳死下臓器提供症例3症例、主となる承諾書作成1例が必要となったため、長期本部研修及び他県発生時の対応支援を行う必要がある。
- ・ JOTの研修の他に、個別研修で一定の評価を得ない場合にはJOTからの任用が得られず、臓器移植のあっせんに携われないことがJOTで規定された。

#### (4) 県民への普及啓発活動の実施や講演会の開催等

### 2 臓器移植及びアイバンク事業の普及啓発推進事業

#### (1) ポスター、リーフレット等による普及啓発

- ・ 医療機関等に臓器移植関連ポスター、アイバンクポスターの掲示の依頼をする。
- ・ 若い世代への意思表示促進を目的に、成人の日のイベントで配布する臓器移植リーフレットの市町村への発送に協力する。
- ・ 県民、医療機関等に各種リーフレット等の送付を行う。
- ・ 普及啓発資材を活用し、県民への移植医療への理解を広める。

#### (2) 各市町村、病院関係等開催のイベント等に参加し、県民への普及啓発活動を行う。

#### (3) 電子媒体による普及啓発活動。

財団の活動を広くPRするため、電子媒体等を使用した広報活動を行う。

#### (4) 目の愛護デー講演会の開催

角膜移植への理解と眼に関する保健衛生知識の普及啓発を目的とした講演会を開催する。

(ライオンズクラブ国際協会 332-D 地区、県眼科医会と共催)

#### (5) グリーンライトアップ

10月の臓器移植推進月間、グリーンリボンデーにちなんで建築物などを臓器移植のシンボ

ルカラーの緑色にライトアップし、県民に臓器提供意思表示の重要性を呼び掛ける。

(6) デジタルサイネージ等による普及啓発

県民に向けて、広報活動等を行うことで移植医療への理解を深めていただく。

(7) 出前講座

若年層を対象に講座を開催し、移植医療を通していのちの尊さを考えることにより、臓器移植に関する理解を深め、臓器移植の普及啓発の充実を図る。

3 アイバンク事業

(1) 眼球提供申込者の登録等

(2) 眼球の摘出、あっせんの実施

- ・ 摘出及び移植協力医療機関との連携を図り、眼球提供者からの迅速かつ適切な摘出を行うとともに、移植希望者に対し県内だけでなく全国のアイバンクと連携してあっせんを行う。
- ・ 日本アイバンク協会に月ごとにあっせん数等の報告をし、厚生労働省への統計報告を行う。

(3) 移植角膜用スペキュラーマイクロスコープ購入

4 腎移植希望者に対する助成事業

腎移植希望者の組織適合検査費用の負担軽減を図るため、15,000 円を上限として助成金を交付する。

5 感謝状贈呈事業

臓器及び角膜提供者の遺族に対し、感謝状を贈り敬意を表する。

6 地域連携促進活動

- (1) 移植医療に関する支援や連携関係の構築のために必要な医療機関等の訪問・支援活動。
- (2) 医療機関の体制整備状況の把握・支援のための訪問・支援活動。
- (3) 近隣都道府県における医療機関の院内体制の整備に関する情報を共有するために必要な会議の開催。

7 都道府県内研修事業

臓器移植を円滑に実施するため、院内コーディネーターの養成や、資質の向上を目的とした研修会を開催する。

8 受取寄附金等事業

財団の臓器移植に関する各事業の推進、普及のために賛助会員の募集を行う。

寄附型自販機の設置依頼等を行う。

「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」応援登録申請

9 財団ホームページの運用

ホームページにより、県民に財団事業を周知し参加を促す。財団の諸報告を公示する。